

岐阜県公報

目次

監査委員告示

定期監査の結果

公 示

(監 査 委 員) 五二九^{ページ}

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

土地改良区の合併認可

恵那都市計画の図書の縦覧

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

指定自立支援医療機関の指定辞退

(環境生活政策課) 五三二

(農 地 計 画 課) 五三三

(都 市 政 策 課) 五三三

(身体障害者更正相談所) 五三三

(同) 五三四

(同) 五三四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十二年六月一日から同年七月二十八日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十二年八月十日

岐阜県監査委員	伊 藤 正 博
岐阜県監査委員	矢 島 成 剛
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討	
総 務 部	2	1	1	1		
総 合 企 画 部	3					
環 境 生 活 部	1					
健 康 福 祉 部	13	4	6	4	2	
商 工 労 働 部						
農 政 部	4	3	6	3	3	

揖斐特別支援学校	平成22年6月18日	なし	1件
----------	------------	----	----

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

機関名	内容
博物館	<p>県有備品の管理については、岐阜県会計規則では、物品登録を行ったうえで物品一覧表等を備えることを定めている。また、毎年度1回以上、管理する物品を物品一覧表等と照合しなければならぬと定めており、物品の現物実査実施要領では、機関の長が総括責任者として現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっている。</p> <p>博物館における物品の管理事務について確認したところ、次の事項が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博物館では平成21年6月に行った現物実査においては、1,611件の物品について確認し、物品一覧表上での登録漏れは1件のみとしていた。その後、平成21年度末に現物を確認することなく現存する資料等を基に、過去に購入、寄贈等により受入れを行った物品84,894件が存在するととして、件数のみ物品登録を行っていた。 2 博物館では「岐阜県博物館資料取扱要項」を定め、100万円未満の購入物品については特例として、購入以外（寄贈、受託等）の物品については評価額の算定が困難であるとして、個々の物品ごとに名称、保管場所及び評価額等を登録するのではなく、考古、美術工芸等の分野ごとに数量のみを登録する件数管理を行っていた。 <p>しかしながら、評価が困難な物品であっても物品1件ごとに適正な管理が必要であり、要項の定める件数管理では適正な管理が行われているとはいえない状況であった。現にこれらの物品の中には美術工芸品（図画、刀剣、陶器等）等の一定の価値があり、適正な評価が必要であるものが含まれていた。</p> <p>博物館においては、物品登録、現物実査を含めた物品の管理体制に万全を期し、「岐阜県博物館資料取扱要項」については、その見直しを検討されたい。</p>

加茂農林高等学校

県有備品の管理については、岐阜県会計規則では、毎年度1回以上その管理する物品を、物品一覧表等と照合しなければならぬとされており、また、物品の現物実査要領では、

機関の長が総括責任者として現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっている。平成21年度に実施した行政監査「高額物品の管理及び活用について」の監査対象機関として、同学校の状況について書面にて報告を求めたところ、その中で、平成7年度に取得した電子計算組織一式（取得価格10,145,500円）は現存するとの報告があった。

今回、物品の管理状況を実地に確認したところ、上記電子計算組織一式については、高等学校産業教育設備台帳上、平成17年3月に廃棄していたにもかかわらず、物品処分の手続を怠り、物品一覧表から削除していなかった。また、実査を担当する職員が現物の確認を十分に行わないまま、現存するとの報告を繰り返し行っており、機関の長及び出納員もその事態に気がつかなかつたものである。

学校においては、今後はこのようなことがないよう、管理体制に万全を期し、適正に処理されたい。

(本課検討事項)

上記の監査結果を踏まえ、博物館の所管課である社会教育文化課に対し、博物館が定める「岐阜県博物館資料取扱要項」の見直し等の調整を求めました。

10 警察本部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
恵那警察署	平成22年6月17日	なし	なし

11 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
選挙管理委員会可茂地方事務局	平成22年6月18日	なし	なし

岐阜県

岐阜県知事 藤原 正典

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白川郷自然共生フォーラム
- 三代 表 者 の 氏 名 渡邊 浩之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大野郡白川村大字馬狩字幅上二二三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に密着しつつ国内外のNPO・NGOと協力関係を築き、自然の叡智に敬意を払い、伝統文化に新技术を加味した環境教育を地球と人類の未来のために世に広め、これからの人類のあり方と地球のあり方を探り新たな文化を創造することを目的とする。

土地改良区の合併認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

合併後存続する土地改良区名	合併により解散する土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	真桑井水更地方土地改良区	平成二二・八・三

恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 恵那都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 岐阜県都市建設部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しよつとする医療の種類	自立支援医療の種類	指定期間
公立学校共済組合 東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六一	整形外科	整形外科	育成	平成二二・八・一

育成医療・更生医療に係るもの（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期間
石丸薬局小野Aコープ店	郡上市八幡町小野六一八	育成・更生	平成二二・八・一
ヘル薬局広小路店	高山市名田町五五一	同	同

ヘルスバンク杉浦薬局 蘇原店	各務原市蘇原花園町四一〇	同	同
-------------------	--------------	---	---

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
入ギ薬局舟橋店	羽島市舟橋町一一	育成・更生	平成 三・六・八
中部薬品高山西薬局	高山市上岡本町二四五二二	同	平成 三・六・〇
たんぼば薬局関店	関市西本郷字笹島二三〇一	同	平成 三・七・一
たかとも薬局	山県市高富九二七二	同	平成 三・七・六

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
入ギ薬局関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二一	育成・更生	平成 三・六・〇

平成二十二年八月十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一 一
バイ・オール・テクノセンター